

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年6月26日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

大分県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等機器 一式

詳細は「大分県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等機器の賃貸借に係る仕様書」のとおり

(2) 納入期限

令和7年11月30日

(3) 契約期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日までの長期継続契約とする。

2. 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、リース・レンタルとしての業種登録をしている者であること。

(3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていないものであること。

(4) 事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者

(5) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和7年7月7日(月)17時00分までに大分県総務部市町村振興課行政班に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下、「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この公告で定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望するものは、入札書(第5号様式)を下記8に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

4. 契約条項を示す場所及び日時

電子入札システム上に令和7年7月10日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5. 入札説明書の交付場所及び日時

上記4に同じ

6. 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語：日本語

(2) 通貨：日本国通貨

7. 電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札参加の承認を受けた日から令和7年7月10日(木)16時00分まで

また、入札金額については1ヶ月の賃借料とする。見積にあたっては60月賃借料率で計算し、1ヶ月の賃借料を算定すること。

8. 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県総務部市町村振興課行政班

(2) 提出期限 令和7年7月10日(木)12時00分まで

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年7月9日(水)17時00分までに必着すること

9. 開札の方法

開札は、電子入札システムにより行うものとする。

(1) 場 所：大分県総務部市町村振興課

(2) 日 時：令和7年7月10日(木)17時00分

(3) 再度入札：開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入札期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。

10. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

11. 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額(年額)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去2箇年の間に国(公団を含む。)又は都道府県とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

12. 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規程する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載のないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。

13. 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14. 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

(3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規程により随意契約を行うものとする。

15. 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部市町村振興課 行政班

電話 097-506-2409

FAX 097-506-1720

16. その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約とする。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。